

奥州市中小企業者物価高騰対策支援事業実施要領

1 趣旨

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市内の中小企業者に対し事業の継続を支援するため、暫定的かつ臨時的な措置として予算の範囲内で実施する奥州市中小企業者物価高騰対策支援金（以下「支援金」）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 中小企業者の要件

この要領において「中小企業者」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（ただし、ゴム製品製造業及びソフトウェア業又は情報処理サービス業並びに旅館業にあつては、中小企業支援法施行令（昭和38年政令第334号）第1条の規定による。）

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 資本の額又は出資の総額が3億円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び組合であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（イからキまでに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 資本の額又は出資の総額が1億円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が100人以下の法人及び組合であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ウ 資本の額又は出資の総額が5,000万円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が100人以下の法人及び組合であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

エ 資本の額又は出資の総額が5,000万円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が50人以下の法人及び組合であつて、小売業及び飲食業に属する事業を主たる事業として営むもの

オ 資本の額又は出資の総額が3億円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が900人以下の法人及び組合であつて、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

カ 資本の額又は出資の総額が3億円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び組合であつて、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

キ 資本の額又は出資の総額が5,000万円以下の法人及び組合並び

に常時使用する従業員の数が200人以下の法人及び組合であって、旅館業に属する事業を主たる事業として営むもの

3 中小企業者から除外する者の要件

3の規定にかかわらず、次に掲げる者は、中小企業者としなない。

- (1) 資本の額及び出資の総額並びに従業員数が3に定める要件を満たさない者（以下「大企業」という。）が発行済株式の総額又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
- (2) 発行済株式の総額又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める者

4 支給対象者の要件

中小企業者で支援金の支給を受けることができるものは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 奥州市内に本店所在地がある法人又は組合若しくは住所を有する個人事業者であること。
- (2) 別表に定める分類に該当する事業を概ね3月以上営んでおり、かつ、今後も当該事業を継続する意思がある者であること。
- (3) (2)の事業を主たる事業として営む者であり、かつ、当該事業に関する物価高騰対策として令和6年1月以降に奥州市その他の自治体等（自治体との補助契約等により物価高騰対策を実施する団体を含む。）から類似の支援金等の支給を受けていない者であること。
- (4) 所得税法（昭和40年法律第33号）又は法人税法（昭和40年法律第34号）に基づく申告を行っていること。
- (5) 法人税法別表第1に規定する公共法人でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。
- (7) 奥州市暴力団排除条例（平成27年奥州市条例第20号）の規定に反しない者であること。
- (8) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- (9) 関係法令を遵守していること。

5 支援金の額

法人	8万円
個人事業主	4万円

※ いずれも月割計算は行わず、定額で支給する。

6 申請受付期間

令和6年5月10日（金）から同年7月31日（水）まで

7 支給申請、決定等

- (1) 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の様式に関係書類を添えて、申請期間内に提出しなければならない。
- (2) 申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、所定の様式により支援金の支給決定を申請者に通知する。
- (3) 支給決定をしたときは、当該支給決定の日と同日に申請者から請求があったものとみなして、支援金を支給する。
- (4) 支援金の支給は、同一の事業者につき1回限りとする。

8 注意事項

- (1) 支援金の支給を受けた者が偽りその他不正の手段により支給決定を受けたと認めるときは、当該支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (2) 支援金の支給決定を取り消したときは、既に支給した支援金の返還を命ずるものとする。
- (3) 事業の適正かつ円滑な実施を図るため、支援金の支給決定及び支給を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は調査することができる。

別表

大分類	中分類（又は小分類）
C（鉱業、採石業、砂利採取業）	05 鉱業、採石業、砂利採取業
D（建設業）	06 総合工事業 07 職別工事業（設備工事業を除く） 08 設備工事業
E（製造業）	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業
F（電気・ガス・熱供給・水道業）	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業
G（情報通信業）	37 通信業 38 放送業

	<p>39 情報サービス業</p> <p>40 インターネット附随サービス業</p> <p>41 映像・音声・文字情報制作業</p>
H（運輸業、郵便業）	<p>42 鉄道業</p> <p>43 道路旅客運送業</p> <p>44 道路貨物運送業</p> <p>45 水運業</p> <p>46 航空運輸業</p> <p>47 倉庫業</p> <p>48 運輸に附帯するサービス業</p> <p>49 郵便業（信書便事業を含む）</p>
I（卸売業、小売業）	<p>50 各種商品卸売業</p> <p>51 繊維・衣服等卸売業</p> <p>52 飲食料品卸売業</p> <p>53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業</p> <p>54 機械器具卸売業</p> <p>55 その他の卸売業</p> <p>56 各種商品小売業</p> <p>57 織物・衣服・身の回り品小売業</p> <p>58 飲食料品小売業</p> <p>59 機械器具小売業</p> <p>60 その他の小売業</p> <p>61 無店舗小売業</p>
J（金融業、保険業）	<p>62 銀行業</p> <p>63 協同組織金融業</p> <p>64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関</p> <p>65 金融商品取引業、商品先物取引業</p> <p>66 補助的金融業等</p> <p>67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）</p>
K（不動産業、物品賃貸業）	<p>68 不動産取引業</p> <p>69 不動産賃貸業・管理業</p> <p>70 物品賃貸業</p>
L（学術研究、専門・技術サービス業）	<p>71 学術・開発研究機関</p> <p>72 専門サービス業（他に分類されないもの）</p> <p>73 広告業</p>

	74 技術サービス業（他に分類されないもの）
M（宿泊業、飲食サービス業）	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N（生活関連サービス業、娯楽業）	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
O（教育、学習支援業）	81 学校教育 82 その他の教育，学習支援業
P（医療、福祉）	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
Q（複合サービス事業）	86 郵便局 87 協同組合（他に分類されないもの）
R（サービス業） 【他に分類されないもの】	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業（別掲を除く） 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 （931 経済団体） （932 労働団体） （933 学術・文化団体） （939 他に分類されない非営利的団体） 95 その他のサービス業

備考 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に基づく分類であること。